

# おおしまだより



## 出張地域協議会を開催します！

地域協議会の活動を皆さんに知ってもらい、地域協議会委員が皆さんのお話を伺うなど、大島区の地域づくりを進めるため、出張地域協議会を開きます。

■日 時：1月26日（水）午後6時30分から

■会 場：大島生活改善センター

○問合せ：総務・地域振興グループ

☎594-3101

## 上越市「地域の宝」に応募してみませんか？

教育委員会では、市民のみなさんが大切にし、よりどころとする文化財を「地域の宝」と定め、認定することで次世代への継承を図り、魅力ある地域づくりの一助とすることを目的に、上越市「地域の宝」認定制度を創設しています。

現在、市内で86の「地域の宝」が認定され、大島区では令和2年度に「薬師山道」と「仁上のほたる」が認定されています。

有形・無形、文化財の指定・未指定は問いません。例えば、建物、仏像などの彫刻、年中行事や祭礼などの風俗慣習、地域に伝わる踊りなどの民俗芸能、地域のシンボルになっている樹木や山城など、様々な種類を対象とします。

みなさんの身近な文化財を探して、令和4年度の「地域の宝」に応募してみませんか。

○問合せ：教育・文化グループ ☎594-3101

## 大島コミュニティプラザは、年末年始お休みします

お休みの期間：令和3年12月29日（水）～令和4年1月3日（月）



※大島区総合事務所も上記期間はお休みします。

（12月29日（水）と30日（木）は、窓口のみ開設します）

緊急時などの電話は、浦川原区総合事務所に転送され当直が対応します。



### 大島コミュニティプラザを ご利用ください！

各種団体や個人での活動や会議、打合せの会場として、大島コミュニティプラザをご利用ください。

※利用する場合は、事前に占用利用承認申請書の提出が必要です。

■利用できる人・団体：どなたでも

■利用時間：午前8時30分から午後10時まで

■利用料：無料

■施設概要：コミュニティホール、市民活動室1・2  
談話コーナー、市民相談室、和室1・2  
運動広場

■休館日：12月29日から翌年1月3日まで

○問合せ：総務・地域振興グループ

☎594-3101

確定申告は

◆申告に関するお知らせ◆

令和4年2月16日(水)から3月15日(火)までです

## 医療費控除には“医療費控除の明細書”の添付が必要です

令和3年分の確定申告等において、医療費控除を受けられる人は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記入した「医療費控除の明細書」の添付が必須です。

控除を受けられる人は、必ず明細書を作成し、申告書に添付してください。

\*医療保険者から発行された医療費通知(原本)を添付した場合は、医療費控除の明細書の記入を省略することができます。(必要項目の記載があるものに限り)

### 「医療費控除の明細書」の作成例

「医療を受けた人」「病院・薬局」ごとに  
医療費を合計して記載します

(1)医療を受けた人の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)生命保険や社会保険などで補填される金額
大島 太郎	□□病院	診療・治療	120,000円	10,000円
大島 太郎	△△薬局	医薬品購入	9,400円	

◇「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページからダウンロードできます。また、大島区総合事務所ほか各区総合事務所や市役所税務課にもあります。パソコン等を用いてご自分で作成された明細書での提出も可能です。

注) 1 医療費等の領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。  
2 セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の場合も明細書の添付が必要です。

申告の相談会場では、医療費控除の明細書等の代行作成は行いません。  
必ず事前に作成して申告会場にお越しください。

○問合せ：市民生活・福祉グループ ☎594-3101

## 灯油を漏えい・流出させないための心得

冬の季節は、家庭で灯油を使うことが多くなります。灯油を漏えい・流出させないために次のことに注意しましょう。

- 小分けするときは、その場を離れない
- 給油後は、バルブが閉まっていることを確認
- 定期的にホームタンク、配管を目視で点検し、腐食や漏れがないかを確認
- 落雪や除雪時の配管の損傷に注意

万が一、灯油が流れてしまったら、流れ出ないように応急処置をして、市民生活・福祉グループ(☎594-3101)までご連絡ください。

## 安全に除雪するための3つの合言葉

- 一人でしない  
…作業は二人以上で行う
- 無理しない  
…自分の体調を見ながら行う
- 落雪・転落に気をつけて  
…安全な動きやすい服装で行う

慣れ・油断・過信が事故を招きます。ご家庭やご近所で声をかけ合ひましょう。

大島区の人口・世帯数(令和3年11月末現在) 1,302人(男615人 女687人) 614世帯

発行：大島区総合事務所

〒942-1106 上越市大島区岡 3320-3

TEL：025-594-3101 FAX：025-594-3105

e-mail：[oshima-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:oshima-ku@city.joetsu.lg.jp)

URL：<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>